

ナノテストング学会

(The Institute of NANO Testing)

規約

(名称)

第1条 本会は、「ナノテストング学会」と称する。

(所在地)

第2条 本会の所在地は以下の住所とする。

〒565-0871 吹田市山田丘1-5 大阪大学 大学院情報科学研究科 情報システム工学専攻 知的集積システム講座内

(目的)

第3条 本会は、研究会「ナノテストングシンポジウム」の開催を通じ、ナノテストング技術の発展と普及に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本学会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

1. 年次シンポジウム、研究会 等の学術集会の開催
2. 紀要、英語雑誌、その他の学術雑誌、学術文献の発行
3. 関連分野における他学会との交流・協力
4. 関連分野に関する教育、人材育成、社会連携等の活動
5. その他本研究所の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 本会は、以下の会員で構成する。

1. 正会員・学生会員 当該年度を含む過去3年間に「NANO テスティングシンポジウム」の参加者
2. 賛助会員 本研究所の目的に賛同し、その活動を援助する個人または団体
3. その他企画運営委員会が必要と認めた者

(賛助会員)

第6条 本会は、本会の主旨に賛同し、本会の運営を援助する企業・団体・個人を募る。企画運営委員会での承認により、応募のあった企業・団体・個人を賛助会員とする。賛助会員からは、別途定める金額の賛助会員年会費を徴収する。

(会費)

第7条 本会は、本会を運営し、本会の目的を達成する為、当該年度の「ナノテストングシンポジウム」参加者から別途定める参加費を徴収し、それを本会の会費に充てる。本会の会員としては、それ以後、参加した当該年度を含めて3年間は有効である。しかしながら、次年度以後開催の「ナノテストングシンポジウム」に参加する場合には、その都度、参加費を徴収する。

(企画運営委員会)

第8条 本会に企画運営委員会を設置し、以下の業務を行う。

1. 研究会「ナノテストングシンポジウム」の企画・運営
2. 予算・決算の承認
3. 会長の選出
4. 企画運営委員の承認
5. 賛助会員、その他構成員の承認
6. 規約の改正
7. その他、本会の目的達成の為に必要な事項の決定

(役員)

第9条 本会に、以下の役員を置く。

1. 会長 一名
 - (a) 会長は本会を代表し、本会を統括する。
 - (b) 会長は企画運営委員長を兼務する。
 - (c) 会長は企画運営委員会出席者の過半数をもって選任される。
 - (d) 会長は企画運営委員を任命する。
2. 企画運営委員長 一名
 - (a) 企画運営委員長は企画運営委員会を代表し、企画運営委員会を統括する。
 - (b) 企画運営委員長は会長が兼務する。
3. 企画運営委員 10名程度
 - (a) 会長が必要と認めた任命条件を満足する者を企画運営委員候補者とし、企画運営委員の2/3以上の承認により候補者を会長は委員に任命する。

(事務局)

第10条 本会に、会の事務業務を行う事務局を設置する。

附 則

1. 平成 18 年 6 月 11 日 制定・施行
2. 平成 22 年 7 月 30 日 改正：役員－企画運営委員の項
3. 平成 25 年 1 月 1 日 改正：学会名称の変更
4. 平成 28 年 6 月 1 日 改正：学会所在地住所の変更
5. 令和 5 年 9 月 1 日 改正：会員、会費の項

以上